

福島市議会の概要

令和5年度



福島市観光キャラクター ももりん

福 島 市 議 会

もくじ

議会

○ 概要	
1. 議員数	P 1
2. 構成	P 1
3. 常任委員会	P 1
4. 議会運営委員会	P 2
5. 特別委員会	P 2
6. 地方自治法第100条第12項に基づき設置される協議・調整の場	P 2
7. 予算・決算・補正予算の審査方法	P 2
8. 質疑・質問	P 3
9. 議会開催状況	P 3
10. 報酬	P 3
11. 政務活動費	P 4
12. 行政視察旅費	P 4
13. 費用弁償等	P 4
14. 福島市議会基本条例	P 4～5
15. 議会事務局組織	P 5
○ 行政視察対応一覧	P 6
○ 意見書・決議一覧	P 7

市勢

○ 福島市の位置・地勢・気象、あゆみ	P 8
○ 人口、産業別人口、都市宣言	P 9
○ 福島市組織機構図	P 10～11

予算関係

○ 令和5年度 各会計別当初予算	P 12
○ 令和5年度 一般会計当初予算	P 13～16

○ 議 会

1 議 員 数

- ① 条 例 定 数 35人
- ② 福島市議会議員定数条例（平成14年条例第15号）
- ③ 平成27年7月12日の一般選挙から施行

2 構 成

(1) 会派別 (令和5年4月1日現在)

会 派 名	会派呼称	人 数
真 政 会	真 政 会	9人
真 結 の 会	真 結 の 会	8人
ふくしま市民21	市 民 2 1	6人
公明党福島市議団	公 明 党	4人
日本共産党福島市議会議員団	日本共産党	4人
耀ふくしま市議団	耀ふくしま	3人
無所属	—	1人
合 計		35人

(2) 年齢別・当選期数別 (令和5年4月1日現在)

年齢 期数	25~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	計
1 期	—	—	—	3人	2人	—	5人
2 期	—	—	3人	1人	3人	—	7人
3 期	—	—	1人	1人	3人	—	5人
4 期	—	—	—	4人	5人	1人	10人
5 期	—	—	—	1人	3人	1人	5人
6 期	—	—	—	—	1人	1人	2人
8 期	—	—	—	—	—	1人	1人
計	0人	0人	4人	10人	17人	4人	35人

平均年齢
(60.7歳)

3 常 任 委 員 会

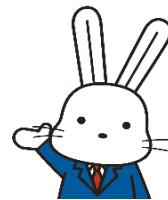
(令和5年4月1日現在)

名 称	定数	現員	所 管 事 項
総 务	9人	9人	議会、危機管理室、政策調整部、総務部、財務部、会計課、消防本部、監査委員、選挙管理委員会及び公平委員会の所管に属する事務並びに他の所管に属しない事務
文 教 福 祉	9人	9人	教育委員会、健康福祉部及びこども未来部の所管に属する事務
経 済 民 生	9人	8人	商工観光部、農政部、農業委員会及び市民・文化スポーツ部の所管に属する事務
建 設 水 道	8人	8人	環境部、建設部、都市政策部及び水道局の所管に属する事務

※議長は委員会所属を辞退

4 議会運営委員会

- ① 委員定数 11人
- ② 議会運営の円滑を図るため設置する
- ③ 構成員が3人以上の会派の構成員数により案分し選出



5 特別委員会

(令和5年4月1日現在)

名 称	設 置 目 的	構成員
複合市民施設に関する調査特別委員会	風格ある県都を目指すまちづくり構想における複合市民施設としての（仮称）市民センターの建設設備、管理運営手法にかかる調査を行うため。	11人

6 地方自治法第100条第12項に基づき設置される協議・調整の場

(令和5年4月1日現在)

名 称	設 置 目 的	構成員
福島市議会全員協議会	福島市議会基本条例第12条の規定に基づき、同条例第19条第2項の規定により重要な政策等に関する事項について協議又は調整を行うため。	全議員
福島市議会委員協議会	福島市議会基本条例第12条の規定に基づき、各常任委員会及び特別委員会の所管事項に関する事項について協議又は調整を行うため。	常任委員会及び特別委員会に属する委員
代表者会	福島市議会基本条例第13条第6項の規定に基づき、会派、議員の身分、各種委員に関することその他必要と認める事項について協議又は調整を行うため。	議長、副議長及び会派代表者
福島市議会政務活動費検討会	政務活動費に関する協議又は調整を行うため。	各会派から選出された議員
福島市議会広報委員会	福島市議会基本条例第16条第7項の規定に基づき、議会広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等の充実に関する事項について協議又は調整を行う	各会派から選出された議員
福島市議会政策討論会	福島市議会基本条例第23条の規定に基づき、市政に関する重要な政策及び課題に関する協議又は調整を行うため。	全議員
福島市議会改革検討会	福島市議会基本条例第25条第1項の規定に基づき、議会改革に関する協議又は調整を行うため。	各会派から選出された議員
福島市ICT活用検討会	タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進に関する協議又は調整を行うため	各会派から選出された議員

7 予算・決算・補正予算の審査方法

(1) 予 算 ※3月定例会議において、新年度の当初予算審査

- ① 議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、議案付託を行っている
- ② 常任委員会を単位とする分科会を設置し、議案付託を行っている
- ③ 原則、分科会にて審査後、特別委員会にて自由討議、討論を経て採決を行っている

(2) 決 算 ※9月定例会議において、前年度の決算審査

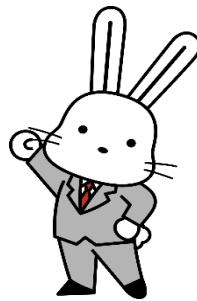
- ① 議長及び監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、議案付託を行っている
- ② 及び③については、予算と同様

(3) 補正予算

定例会議及び緊急会議において、歳入歳出とも各常任委員会へ分割付託を行っている

8 質 疑 ・ 質 問

- ① 代表質問は総括質問方式(一括質問・一括答弁)で行っている
- ② 一般質問は一問一答方式(質問ごとに答弁)で行っている
- ③ 本市では質問に含めて、議案質疑も行われる
(先議議案及び追加議案は議案質疑として行われる)



(1) 質問通告期限 定例会議初日の翌日午前11時まで

(2) 質問順序 代表質問(各会派1名) 多数会派順(所属議員同数の場合は輪番)
一般質問(無制限) 抽選

(3) 質問回数及び時間制限

●代表質問(総括質問方式)

- ・3月定例会議 60分以内(答弁を除く)
- ・市長・議員改選後初定例会議 30分以内(答弁を除く)
(再質問、再々質問はいずれも答弁時間を除き10分以内)

●一般質問(一問一答方式) 60分以内(答弁時間を含む)
(関連質問は答弁時間も含め10分以内)

9 議会開催状況

【令和4年1月1日～令和4年12月31日】

区分	会議期間(日)	本会議日数	提出議案数					質問者数							
			市長	議会(議員、委員会)											
				条例	意見書	決議	その他								
3月定例会議	25	9	56	-	3	1	-	60	6	10	-	16			
6月定例会議	15	5	20	-	6	-	-	26	-	13	-	13			
9月定例会議	21	5	30	-	2	-	-	32	-	14	-	14			
12月定例会議	16	6	33	1	2	-	-	36	-	16	-	16			
2月緊急会議	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	0			
4月緊急会議	1	1	4	-	-	-	-	4	-	-	-	0			
7月緊急会議	1	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	0			
11月緊急会議	1	1	2	-	-	-	-	2	-	-	-	0			
合計	81	29	147	1	13	1	0	162	6	53	0	59			

10 報酬

【単位：円】

区分	報酬額	改定前の額	改定年月日	区分	報酬額	改定前の額	改定年月日
議長	682,000	703,000	平成22年4月1日	市長	1,047,600	995,300	平成31年4月1日
副議長	635,900	655,500		副市長	865,700	839,800	
議員	599,000	617,500		水道事業管理者	783,300	767,700	
				教育長	783,300	767,700	
				常勤監査委員	654,300	641,300	

11 政務活動費

(平成13年4月1日施行)

会派（議長が別に定める政務活動費請求会派を含む）に対し、所属議員数×月額10万円

12 行政視察旅費

- (1) 常任委員会 1人年額 200,000円
- (2) 議会運営委員会 1人年額 170,000円
- (3) 特別委員会 1人年額 120,000円

13 費用弁償等

(平成17年4月1日改定)

本会議または委員会の招集に応じた議員の居住地から議事堂までの距離により支給

4km未満 1,000円、4km以上8km未満 1,500円、8km以上 2,000円

※公用車を使用した場合には支給しない

14 福島市議会基本条例

(平成26年4月1日施行)

【制定までの経過】

平成24年6月22日	議会基本条例策定特別委員会を設置(委員数17人) (以降、平成26年2月26日まで合計31回特別委員会を開催)
平成25年11月1日～12月2日	福島市議会基本条例（素案）に関するパブリック・コメントを実施
平成25年11月10日	福島市議会基本条例（素案）に関する市民報告会を実施
平成26年3月27日	福島市議会基本条例を平成26年福島市議会3月定例会に上程、可決
平成26年4月1日	福島市議会基本条例施行

【基本方針の三本柱】

「市民に開かれた議会」

市民が積極的に議会に参加するためには、議会活動の公開が前提となることから、公平性、公正性及び透明性を高めるとともに、議会活動への市民参加の機会を多様に市民に開かれた議会の実現を目指します。

「議員間の自由闊達な議論、討議を行う議会」

二元代表制の下、合議制の機関としての特性を生かし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、多様な意見の中から市政の課題に対する論点及び争点を明確にし、合意形成を図る議会の実現を目指します。

「政策立案や政策提言を積極的に行う議会」

市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、議会の体制の充実及び立法機能の強化を図り、政策立案及び政策提言を積極的に行い、市民の意思を的確に市政に反映させる議会の実現を目指します。



【新たな取り組み】

「通年議会（通年会期）」

福島市議会の会期は通年とし、8月1日から翌年の7月31日までです。「福島市議会の会期等に関する条例」の制定については、平成26年6月定例会において可決し、平成26年8月1日から施行しました。

※通年の会期とは、定例会や臨時会の区分を設けず、毎年、通年とするための「福島市議会の会期等に関する条例」で定める日から翌年の当該日の前日まで（1年間）を会期とするものです。

「福島市議会機能継続計画」

災害対応指針等の見直しを図り、新たに福島市議会機能継続計画を策定しました。

「会議の公開と傍聴手続きの簡素化」

議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行うとともに 傍聴手続の簡素化に努めます。

「情報の共有と公開」

開かれた議会を目指すため、市民との情報の共有及び積極的な情報公開に努めます。

「議会報告会の開催」

市民との信頼関係を確保するため、市民への説明責任を果たし、議会活動や市政に関する情報を市民と共有することが必要なため、議会は、自らが地域に出向き、直接市民に対し、議会で行われた議案等の審査における議論の経過や審査結果等の内容について報告する議会報告会を開催します。なお、議会報告会は、決算を審議する定例会議の終了後及び当初予算を審議する定例会議の終了後に開催する予定です。

「意見交換会の開催」

福島市議会では、より市民に開かれた議会を目指して、市民との意見交換会を開催しており、委員会が具体的なテーマを設けて実施する方式と議会報告会と併せて自由なテーマで実施する方式の2通りの方式にて実施しています。

「反問権」

本会議や委員会において論点を明確にして議論を深める目的で、市長等が議員の質問の趣旨を確認するための反問ができるようになります。

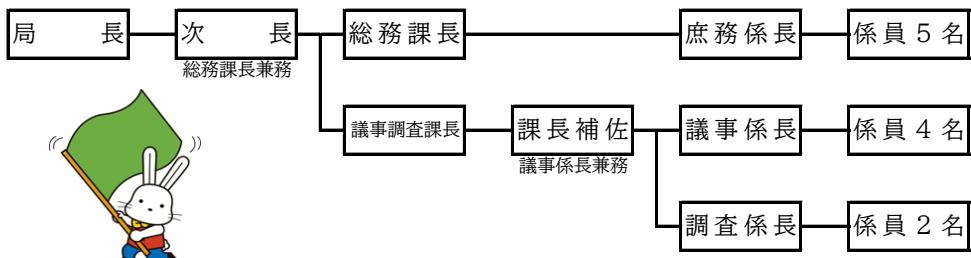
反問には議員の考え方を問い合わせたり、対案の提示を求める反論も含まれます。

「市民参加の推進」

市民との意見交換や意見聴取の場を多様に設けるとともに、広く市民の意見及び知見を審議等に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の積極的な活用に努めます。

15 議会事務局組織

(定数18名 現員17名)



行政視察対応一覧 (令和4年度)

No.	月日	来訪市町村議会	議員	書記	当局	計	調査事項
1	5/17	東京都荒川区	委員会	7	2	3	12 表敬訪問 あらかわクリーンセンターにおける電力の地産地消事業について
2	7/13	愛媛県新居浜市	委員会	9	1	1	11 福島次世代エネルギーパーク計画（四季の里小水力発電）について 出会い・結婚支援事業について
3	7/15	長崎県長崎市	委員会	5	1	1	7 福島市次世代エネルギーパークについて
4	7/20	千葉県鎌ヶ谷市	委員会	7	2	0	9 福島市次世代エネルギーパークについて
5	7/27	愛知県豊川市	委員会	6	1	1	8 開業後の「道の駅ふくしま」について
6	8/1	愛知県岡崎市	会派	6	0	0	6 災害時対応（ペット同伴避難所等）について
7	8/2	愛知県東海市	会派	3	0	0	3 福島市子どものえがお条例について 子どもの夢を育む施設「こむこむ館」について
8	8/4	埼玉県所沢市	委員会	7	1	0	8 ごみ減量の取り組みについて
9	8/18	福島県相馬市	委員会	8	2	0	10 タブレット端末の運用について
10	10/5	群馬県前橋市	委員会	9	2	0	11 電子町内会推進事業について
11	10/6	千葉県成田市	会派	11	0	0	11 SDGs未来都市について
12	10/13	山形県河北町	委員会	5	1	0	6 道の駅ふくしまの運営について
13	10/14	青森県むつ市	委員会	5	2	0	7 道の駅ふくしまの整備事業について
14	10/20	埼玉県深谷市	委員会	7	1	0	8 子どもの夢を育む施設「こむこむ館」について
15	10/21	埼玉県桶川市	委員会	6	1	2	9 工事検査について
16	10/24	愛知県豊川市	委員会	6	1	1	8 子どものえがお条例の制定について 子ども家庭総合支援拠点設置について
17	10/26	静岡県藤枝市	委員会	7	2	0	9 議会だよりのリニューアルについて
18	10/28	福島県塙町	議会全体	13	2	2	17 道の駅ふくしまの運営状況について
19	10/28	埼玉県飯能市	委員会	8	0	0	8 常任委員会の所管事務調査について（オンライン）
20	11/4	宮城県仙台市	会派	1	0	0	1 福島市写真美術館について
21	11/17	愛知県日進市	会派	4	0	0	4 指定管理による道の駅の運営について
22	2/8	東京都日野市	会派	1	0	0	1 避難生活ペットと一緒に「同伴避難」について
合計				141	22	11	174 委員会 15件 ・ 会派 6件 ・ その他 1件



意見書・決議一覧 (令和4年1月1日～令和4年12月31日)

議決議会	意見書等名
3月定例会議	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議
	学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを適切に進めるための意見書
	介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書
	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
6月定例会議	木材の価格安定と国産材の供給力強化等を求める意見書
	エネルギーとしての水素の普及促進を求める意見書
	地方財政の充実・強化を求める意見書
	肥料価格の高騰から農業者を守るための支援を求める意見書
	原子力損害賠償に係る中間指針等の見直しを早急に行うよう求める意見書
	被災児童生徒就学支援等事業の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書
9月定例会議	オンライン診療の推進を求める意見書
	有害鳥獣対策のさらなる推進を求める意見書
12月定例会議	福島市議会の個人情報の保護に関する条例制定の件
	高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書
	サイバーセキュリティ対策の充実強化を求める意見書

【福島市の位置・地勢・気象等】

北緯	37° 45' 39"
東経	140° 28' 26"
標高	65.68 m
面積	767.72 km ²
東西の距離	30.2 km
南北の距離	39.1 km



福島市は、福島県の北部に位置し、西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中心に開けており、南北に阿武隈川が流れている。

市域の中心には信夫山が位置し、これを取り巻くように市街地が広がっている。

気候は内陸性気候であり、典型的な盆地気候の特徴を示す。四季の寒暖の差が激しく、夏は暑く冬は寒い。降水量は6月に多く2月に少ない夏雨型になっている。

暖地性、寒地性の果物の両方が栽培され、サクランボ、モモ、ナシ、ブドウ、リンゴ、カキと四季折々の果実が収穫され、全国有数の果物の産地となっている。

【福島市のあゆみ】

明治40年(1907)	市制施行(全国59番目)	平成9年(1997)	市制施行90周年
大正14年(1925)	上水道竣工	10年(1998)	保健福祉センター落成
昭和18年(1943)	市役所火災	11年(1999)	リサイクルプラザ落成
24年(1949)	奥羽線福島～米沢間電化	12年(2000)	総合防災情報システム稼働
27年(1952)	市役所庁舎新築	13年(2001)	平和通り地下駐車場供用開始
	第7回国体開催	14年(2002)	福島市男女共同参画推進条例制定
32年(1957)	市制施行50周年	15年(2003)	産業交流プラザ開設
34年(1959)	公会堂落成	16年(2004)	消費生活センター開設
	スカイライン開通	17年(2005)	こむこむ館開設
35年(1960)	東北本線 上野～福島間電化	18年(2006) 19年(2007)	十六沼サッカー場オープン 市制施行100周年
45年(1970)	信夫山トンネル開通	20年(2008)	飯野町と合併
46年(1971)	路面電車廃止	21年(2009)	福島市名誉市民 古関裕而氏生誕100年
47年(1972)	中央卸売市場開場	22年(2010)	アクティビシニアセンターオープン
48年(1973)	市民憲章制定	23年(2011)	市役所新庁舎東棟開庁
50年(1975)	東北縦貫自動車道開通		東日本大震災発生
51年(1976)	人口25万人突破	24年(2012)	屋内遊び場さんどパーク開設
55年(1980)	75年ぶりの大冷夏	25年(2013)	ぴょんぴょんドーム開設
57年(1982)	東北新幹線開通		東北六魂祭を本市で開催
59年(1984)	音楽堂落成	26年(2014)	中央卸売市場を公設地方卸売市場に転換
63年(1988)	阿武隈急行全線開通		日本陸上競技選手権大会を本市で開催
平成元年(1989)	パセオ470竣工	27年(2015)	松川支所、松川学習センター落成
2年(1990)	放置自転車防止条例施行	28年(2016)	荒川区と友好都市協定を締結
3年(1991)	ヘルシーランド福島落成	30年(2018)	中核市へ移行
4年(1992)	飯坂温泉観光会館落成	令和元年(2019)	東北絆まつりを本市で開催
5年(1993)	地方拠点都市地域指定	2年(2019)	東京2020オリンピック・パラリンピック1年延期
6年(1994)	国体記念体育館落成	3年(2021)	東京2020オリンピック・パラリンピック開催
7年(1995)	第50回福島国体開催	4年(2022)	道の駅ふくしまオープン
8年(1996)	「防災協定」締結		

○ 人 口 等

区分	市制施行当時	平成2年国勢調査 平成2年10月1日現在		推計人口 令和5年4月1日現在	住基人口 令和5年3月31日現在
		人口	32,524人		
人口	32,524人	282,693人	275,483人	269,363人	
男性	16,357人	138,190人	134,253人	130,756人	
女性	16,167人	144,503人	141,230人	138,607人	
世帯	5,582世帯	121,919世帯	122,567世帯	124,575世帯	

○ 産業別人口 (国勢調査結果から)

区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		分類不能	合計
平成7年	10,389人	7.1%	40,277人	27.7%	94,432人	65.0%	257人	145,355人
平成12年	8,954人	6.2%	38,628人	26.9%	94,875人	65.9%	1,407人	143,864人
平成17年	8,280人	5.9%	31,943人	22.9%	96,875人	69.6%	2,161人	139,259人
平成22年	6,161人	4.7%	29,906人	22.6%	90,159人	68.1%	6,187人	132,413人
平成27年	5,644人	4.0%	32,308人	23.0%	96,449人	68.7%	6,034人	140,435人
令和2年	5,065人	3.9%	29,226人	22.4%	91,650人	70.1%	4,800人	130,741人

○ 都 市 宣 言

『交通安全都市宣言』 昭和36年12月14日議決

『平和都市宣言』 昭和48年3月22日議決

『核兵器廃絶平和都市宣言』 昭和60年12月26日議決

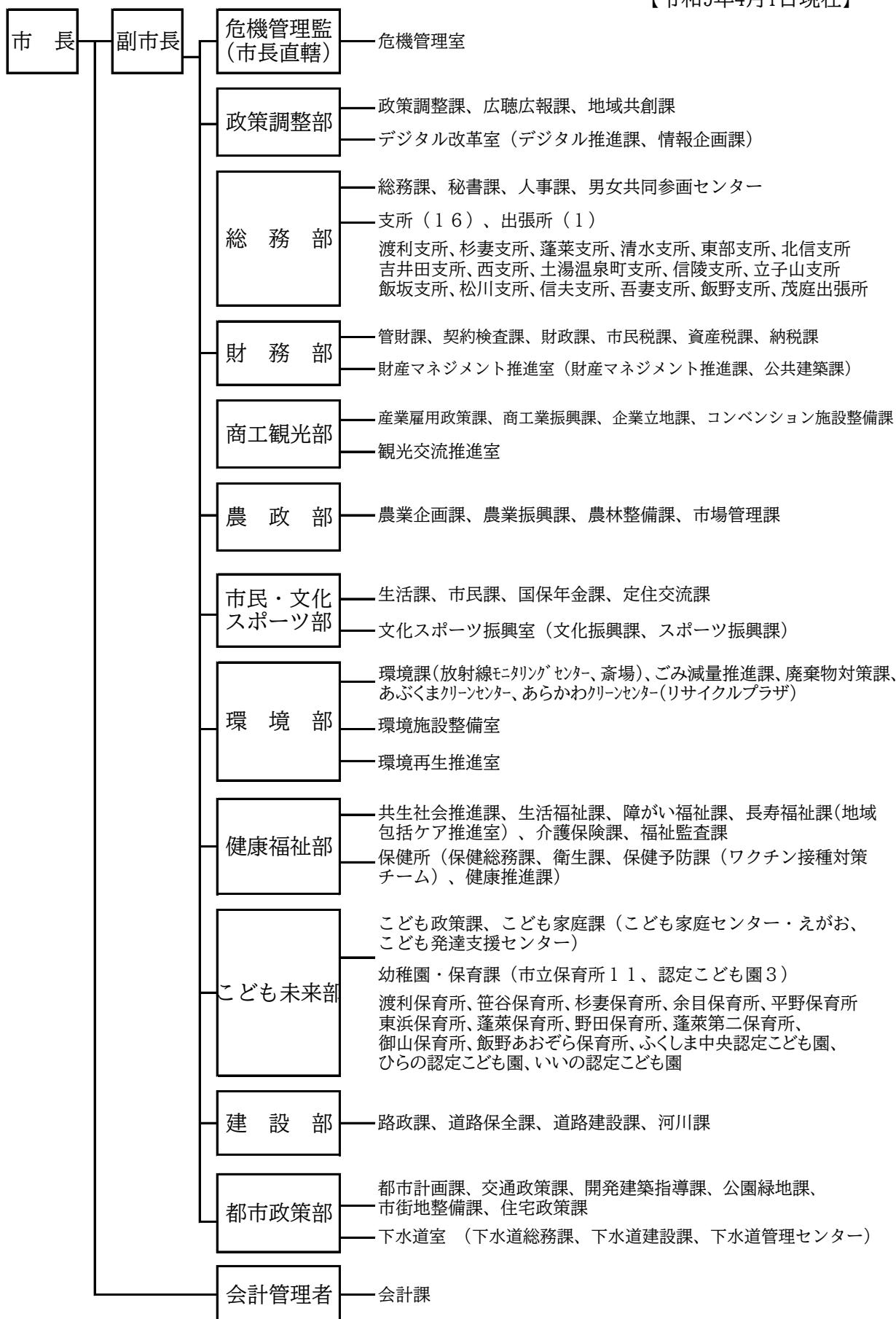
『ゆとり宣言』 平成2年6月21日議決

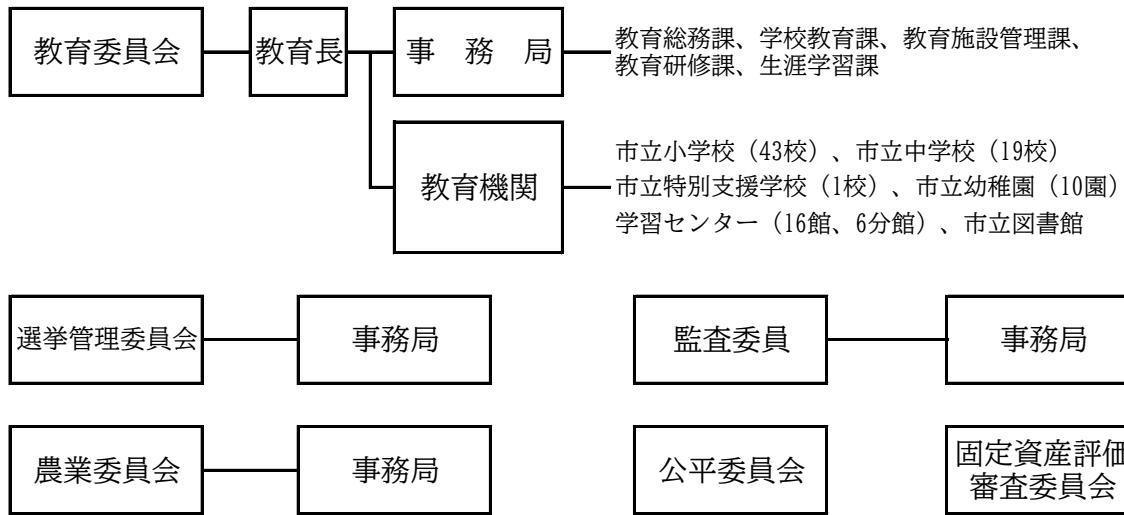
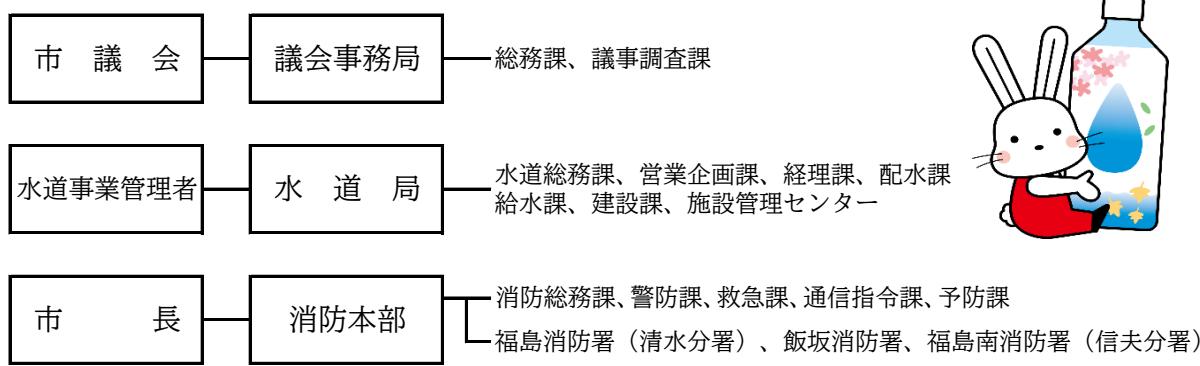
『地球環境の保全宣言』 平成5年3月19日議決

『交通安全都市宣言』 平成10年9月22日議決

福島市組織機構図

【令和5年4月1日現在】





<市の職員数>

【令和4年4月1日現在】

区分		職員数
一般行政	議会、総務企画、税務、民生、衛生、労働、農林水産、商工、土木	1,390人
特別行政	教育、消防	579人
公 営 企 業 等 会 計	水道、下水道、その他	206人
合計		2,175人

令和5年度 各会計別当初予算

【単位：千円、%】

会 計 区 分		令和5年度	令和4年度	比 較	
				増 △減	増減率
一 般 会 計		114,700,000	115,900,000	△ 1,200,000	△ 1.0
特 別 会 計	1 国民健康保険事業費	22,867,972	23,472,993	△ 605,021	△ 2.6
	2 飯坂町財産区	124,966	117,176	7,790	6.6
	3 公設地方卸売市場事業費	220,133	210,733	9,400	4.5
	4 土地区画整理事業費	24,955	18,782	6,173	32.9
	5 介護保険事業費	28,161,163	27,579,986	581,177	2.1
	6 庁舎整備基金運用	1,001,000	1,001,000	0	0.0
	7 後期高齢者医療事業費	4,008,593	3,964,342	44,251	1.1
	8 青木財産区	2,154	1,854	300	16.2
	9 工業団地整備事業費	1,483,691	53,547	1,430,144	2,670.8
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	21,853	19,366	2,487	12.8
計		57,916,480	56,439,779	1,476,701	2.6
水道事業会計		11,288,156	11,214,478	73,678	0.7
下水道事業会計		14,607,644	14,178,487	429,157	3.0
農業集落排水事業会計		314,437	283,317	31,120	11.0
合 計		198,826,717	198,016,061	810,656	0.4

令和5年度一般会計当初予算

[科目別歳入]

【単位：千円、%】

款 別	令和5年度		令和4年度		増 △減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	増減率
1 市税	40,700,000	35.5	40,000,000	34.5	700,000	1.8
2 地方譲与税	1,038,154	0.9	1,079,813	0.9	△ 41,659	△ 3.9
3 利子割交付金	14,000	0.0	30,000	0.0	△ 16,000	△ 53.3
4 配当割交付金	109,000	0.1	110,000	0.1	△ 1,000	△ 0.9
5 株式等譲渡所得割交付金	56,000	0.0	55,000	0.0	1,000	1.8
6 法人事業税交付金	720,000	0.6	684,000	0.6	36,000	5.3
7 地方消費税交付金	7,570,000	6.6	7,018,000	6.1	552,000	7.9
8 ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.0	6,000	0.0	△ 1,000	△ 16.7
9 環境性能割交付金	67,000	0.1	76,000	0.1	△ 9,000	△ 11.8
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,932	0.0	1,906	0.0	26	1.4
11 地方特例交付金	292,051	0.3	240,169	0.2	51,882	21.6
12 地方交付税	12,000,000	10.5	10,800,000	9.3	1,200,000	11.1
13 交通安全対策特別交付金	39,000	0.0	42,000	0.0	△ 3,000	△ 7.1
14 分担金及び負担金	535,579	0.5	611,383	0.5	△ 75,804	△ 12.4
15 使用料及び手数料	1,523,377	1.3	1,545,919	1.3	△ 22,542	△ 1.5
16 国庫支出金	21,122,108	18.4	23,144,039	20.0	△ 2,021,931	△ 8.7
17 県支出金	10,582,556	9.2	12,509,327	10.8	△ 1,926,771	△ 15.4
18 財産収入	352,573	0.3	430,204	0.4	△ 77,631	△ 18.0
19 寄附金	1,641,225	1.4	1,661,764	1.4	△ 20,539	△ 1.2
20 繰入金	4,657,228	4.1	2,945,659	2.6	1,711,569	58.1
21 繰越金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
22 諸収入	2,689,316	2.4	2,304,516	2.0	384,800	16.7
23 市債	8,983,900	7.8	10,604,300	9.2	△ 1,620,400	△ 15.3
合 計	114,700,000	100.0	115,900,000	100.0	△ 1,200,000	△ 1.0

<主な増減理由>

主な増減理由

1 市税

- 固定資産税170億3,000万円 (+6億7,200万円)

- ・新築家屋及び設備投資による増

12 地方交付税

- 普通交付税107億円 (+12億円)

- ・高齢者人口の増加や電気料金高騰を反映した需要額の増
- ・国の地方財政計画を反映した臨時財政対策債振替相当額の減による増

23 市債

- 臨時財政対策債14億円 (△20億円)

- ・国の地方財政計画における臨時財政対策債の減

- 事業充当の市債75億8,390万円 (+3億7,960万円)

- ・(仮称)市民センター整備事業の進捗による増
- ・松陵中学校校舎等改築事業の進捗による増

[自主・依存財源の内訳]

【単位：千円、%】

区分	令和5年度			令和4年度		増△減		
	予算額	構成比	除染事業を除く	予算額	構成比	予算額	増減率	
自主財源	市税	40,700,000	35.5	36.1	40,000,000	34.5	700,000	1.8
	分担金及び負担金	535,579	0.5	0.5	611,383	0.5	△ 75,804	△ 12.4
	使用料及び手数料	1,523,377	1.3	1.4	1,545,919	1.3	△ 22,542	△ 1.5
	財産収入	352,573	0.3	0.3	430,204	0.4	△ 77,631	△ 18.0
	寄附金	1,405,295	1.2	1.3	1,405,785	1.2	△ 490	△ 0.0
	繰入金	4,657,228	4.1	4.1	2,945,659	2.5	1,711,569	58.1
	繰越金	1	0.0	0.0	1	0.0	0	0.0
	諸収入	2,640,733	2.3	2.3	2,264,626	2.0	376,107	16.6
小計		51,814,786	45.2	46.0	49,203,577	42.4	2,611,209	5.3
依存財源	地方譲与税	1,038,154	0.9	0.9	1,079,813	0.9	△ 41,659	△ 3.9
	利子割交付金	14,000	0.0	0.0	30,000	0.0	△ 16,000	△ 53.3
	配当割交付金	109,000	0.1	0.1	110,000	0.1	△ 1,000	△ 0.9
	株式等譲渡所得割交付金	56,000	0.1	0.1	55,000	0.1	1,000	1.8
	法人事業税交付金	720,000	0.6	0.6	684,000	0.6	36,000	5.3
	地方消費税交付金	7,570,000	6.6	6.7	7,018,000	6.1	552,000	7.9
	ゴルフ場利用税交付金	5,000	0.0	0.0	6,000	0.0	△ 1,000	△ 16.7
	環境性能割交付金	67,000	0.1	0.1	76,000	0.1	△ 9,000	△ 11.8
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,932	0.0	0.0	1,906	0.0	26	1.4
	地方特例交付金	292,051	0.3	0.3	240,169	0.2	51,882	21.6
	地方交付税	12,000,000	10.5	10.7	10,800,000	9.3	1,200,000	11.1
	交通安全対策特別交付金	39,000	0.0	0.0	42,000	0.0	△ 3,000	△ 7.1
	国庫支出金	21,122,108	18.4	18.7	23,144,039	20.1	△ 2,021,931	△ 8.7
	県支出金	10,582,556	9.2	7.6	12,509,327	10.8	△ 1,926,771	△ 15.4
	寄附金	235,930	0.2	0.2	255,979	0.2	△ 20,049	△ 7.8
	諸収入	48,583	0.0	0.0	39,890	0.0	8,693	21.8
	市債	8,983,900	7.8	8.0	10,604,300	9.1	△ 1,620,400	△ 15.3
小計		62,885,214	54.8	54.0	66,696,423	57.6	△ 3,811,209	△ 5.7
合計		114,700,000	100.0	100.0	115,900,000	100.0	△ 1,200,000	△ 1.0



※ 除染関連事業にかかる財源2,010,000千円を除いた場合は、自主財源比率46.0%、依存財源54.0%の割合となります。

[科目別歳出]

【単位：千円、%】

款 別	令和5年度		令和4年度		増 △減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	増減率
1 議 会 費	644,774	0.6	644,786	0.6	△ 12	0.0
2 総 務 費	12,271,058	10.7	11,630,263	10.0	640,795	5.5
3 民 生 費	43,800,442	38.2	43,276,119	37.3	524,323	1.2
4 衛 生 費	11,016,379	9.6	11,470,389	9.9	△ 454,010	△ 4.0
5 労 働 費	102,741	0.1	167,275	0.1	△ 64,534	△ 38.6
6 農林水産業費	2,223,082	1.9	2,044,088	1.8	178,994	8.8
7 商 工 費	3,207,687	2.8	2,954,343	2.5	253,344	8.6
8 土 木 費	12,896,423	11.2	15,377,159	13.3	△ 2,480,736	△ 16.1
9 消 防 費	3,116,253	2.7	3,179,362	2.7	△ 63,109	△ 2.0
10 教 育 費	13,266,920	11.6	12,252,775	10.6	1,014,145	8.3
11 災 害 復 旧 費	2,010,000	1.7	3,240,000	2.8	△ 1,230,000	△ 38.0
12 公 債 費	9,844,241	8.6	9,363,441	8.1	480,800	5.1
13 予 備 費	300,000	0.3	300,000	0.3	0	0.0
合 計	114,700,000	100.0	115,900,000	100.0	△ 1,200,000	△ 1.0

<主な増減理由>

2 総務費

- ・（仮称）市民センター整備事業費の増

3 民生費

- ・児童発達支援事業費の増
- ・後期高齢者医療費療養給付費負担金の増
- ・出産・子育て応援交付金の増

4 衛生費

- ・衛生処理場整備事業費の減

5 労働費

- ・職業訓練技能センター費の減

6 農林水産業費

- ・「ゆうやけベリー」ブランド化推進事業費の増
- ・農業施設災害防止緊急対策事業費の増
- ・農村地域防災減災事業費の増

7 商工費

- ・中小企業ゼロカーボン資金融資預託金の増

8 土木費

- ・福島駅東口地区市街地再開発事業費の減

9 消防費

- ・福島消防署清水分署整備事業費の減

10 教育費

- ・松陵中学校校舎等改築事業費の増

11 災害復旧費

- ・除去土壌搬出等推進事業費の減

[性質別歳出]

【単位：千円、%】

性質別	令和5年度		令和4年度		増△減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	増減率
義務的経費						
人件費	18,680,290	16.3	19,339,338	16.7	△ 659,048	△ 3.4
扶助費	26,993,124	23.5	26,412,569	22.8	580,555	2.2
公債費	9,848,308	8.6	9,367,508	8.1	480,800	5.1
小計	55,521,722	48.4	55,119,415	47.6	402,307	0.7
消費的経費						
物件費	21,024,188	18.3	20,545,049	17.7	479,139	2.3
維持補修費	1,679,769	1.5	1,610,065	1.4	69,704	4.3
補助費等	8,937,664	7.8	9,234,318	8.0	△ 296,654	△ 3.2
小計	31,641,621	27.6	31,389,432	27.1	252,189	0.8
投資的経費						
普通建設事業費(補助)	8,494,795	7.4	10,023,660	8.6	△ 1,528,865	△ 15.3
普通建設事業費(単独)	3,896,103	3.4	4,953,128	4.3	△ 1,057,025	△ 21.3
小計	12,390,898	10.8	14,976,788	12.9	△ 2,585,890	△ 17.3
災害復旧費						
災害復旧費(補助)	2,010,000	1.8	3,240,000	2.8	△ 1,230,000	△ 38.0
災害復旧費(単独)	13,136	0.0	17,479	0.0	△ 4,343	△ 24.8
小計	2,023,136	1.8	3,257,479	2.8	△ 1,234,343	△ 37.9
その他						
積立金	908,879	0.8	173,832	0.1	735,047	422.8
投資及び出資金	90	0.0	90	0.0	0	0.0
貸付金	1,788,196	1.5	920,736	0.8	867,460	94.2
繰出金	10,125,458	8.8	9,762,228	8.4	363,230	3.7
予備費	300,000	0.3	300,000	0.3	0	0.0
小計	13,122,623	11.4	11,156,886	9.6	1,965,737	17.6
合計	114,700,000	100.0	115,900,000	100.0	△ 1,200,000	△ 1.0

<主な増減理由>

人件費

- 定年年齢引き上げによる職員退職手当の減

扶助費

- 児童発達支援事業費の増
- 生活保護扶助費の増

公債費

- 長期債償還元金の増

物件費

- 電気料金高騰による光熱水費の増

補助費等

- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費の減
- 出産・子育て応援交付金の増

普通建設費

- 福島駅東口地区市街地再開発事業費の減
- 松陵中学校校舎等改築事業費の増
- (仮称)市民センター整備事業費の増

災害復旧費

- 除去土壤搬出等推進事業費の減

積立金

- 減債基金積立金の増

貸付金

- 中小企業ゼロカーボン資金融資預託金の増
- 福島駅東口地区市街地再開発事業資金貸付金の増

福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川を
もつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しい町です。
わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため
この市民憲章をさだめます。

- 1 空も水もきれいな 緑のまちをつくりましょう。
- 1 教育と文化を尊び 希望に輝くまちをつくりましょう。
- 1 親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、力を合わせて 楽しく働くまちをつくりましょう。
- 1 子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。